

官報

昭和六十二年七月十六日

○第百九回 衆議院會議録 第四号

昭和六十二年七月十六日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件
精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

北橋健治君、滝沢幸助君及び米沢隆君から、七月二十日から二十八日まで九日間、伊藤忠治君、菅直人君、田口健二君、田邊誠君、田並胤明君及び浜西鉄雄君から、七月二十一日から二十九日まで九日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、第百八回国会、内閣提出、精神衛生法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣斎藤十朗君。

〔国務大臣斎藤十朗君登壇〕

○国務大臣(斎藤十朗君) 精神衛生法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近時の精神医療、精神保健をめぐる状況には種々の変化が見られるところで、精神医学の進歩等に伴い入院中心の治療体制からできるだけ地域中心の体制を整備していくとともに、多様化し、複雑化する現代社会において、広く国民の精神保健の向上を図ることが重要な課題となつてきております。こうした諸状況の変化を踏まえ、国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつ適正な精神医療を確保し、かつ、その社会復帰の促進を図るため、今般、精神衛生法その他の関係法律を見直すこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、精神保健の向上に関する事項についてであります。精神衛生法の題名を精神保健法に改めるとともに、その目的や国及び地方公共団体並びに国民の義務として、精神の健康の保持及び増進その他の精神保健の向上に関する事項を盛り込むこととしております。

第二は、精神障害者の人権の擁護並びにその適正な医療及び保護の実施のための措置に関する事項についてであります。

まず、精神保健指定医についてであります。従来の精神衛生法に規定した指定医に精神保健指定医制度を導入することとし、精神医療についての一定の実務経験のほか、厚生大臣等が行う研修の修了を新たにその指定の要件として加えるとともに、五年ごとに研修を受けることとする等の措置を講ずることとしております。

次に、入院患者の処遇に関する事項についてであります。

本人の同意に基づく入院を推進する見地から、これを任意入院として新たに法律上規定するとともに、保護義務者の同意によるいわゆる同意入院については医療保護入院として位置づけ、入院に当たって精神保健指定医の診察を要件とする等、その適正な実施を確保するための措置を講ずることとしております。

ととしております。また、措置入院の解除につき精神保健指定医の診察を要件とする措置を講ずることとしているほか、精神科救急に対応するため応急入院を新設する等、入院制度に関して必要な整備を図ることとしております。

次に、入院手続等についてであります。

入院の際には必要な事項を患者本人に告知することとする。また、都道府県に新たに精神医療審査会を設け、入院患者の病状に関する定期の報告等に基づき、その入院の要否等に関する審査を行うこととしております。また、入院患者に対する行動制限のうち特に人権上重要なものについては、これを行うことができないこととする。また、精神保健指定医の認める場合でなければ著しい行動制限は行うことができないこととする等の措置を講ずることとしております。

第三は、精神障害者の社会復帰の促進に関する事項についてであります。

法律の目的等において、精神障害者の社会復帰の促進に関する事項を盛り込むとともに、日常生活に適應するために必要な訓練及び指導を行う生活訓練施設並びに自活のために必要な訓練と職業を与えるための授産施設を精神障害者社会復帰施設として法律上規定し、都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者がこれを設置することができるとしております。また、その設置の促進を図るため、国及び都道府県は施設の設置及び運営に要する費用を補助することができることとしております。あわせて、社会福祉法人、医療法人等が精神障害者社会復帰施設を設置することができるよう社会福祉事業法及び医療法の改正も行うこととしております。

以上のほか、精神病者に係る公衆浴場の利用規制を見直すこととし、公衆浴場法の改正もあわせて行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からしておりますが、公衆衛生審議会への

昭和六十二年七月十六日 衆議院會議録第四号

精神衛生法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河野正君の質疑

六八

諮問に関する事項は公布の日からとしておりま
す。
以上が精神衛生法等の一部を改正する法律案の
趣旨でございます。(拍手)

精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百
八回国会、内閣提出)の趣旨説明に対する
質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対
して質疑の通告があります。順次これを許しま
す。河野正君。

〔河野正君登壇〕

○河野正君 私は、日本社会党・護憲共同を代表
いたしまして、ただいま提案されました精神衛生
法等の一部を改正する法律案に対して、中曾
根総理、そして関係閣僚それぞれに質問を申し上
げ、かつお答えをいただきたいと思うところであ
ります。

冒頭あらかじめ申し上げておきたいと思いま
す。本法が精神障害者の人権の確保あるいは
精神障害者の社会復帰の促進のための方策とい
った、従来の法律案と比べて極めて異例の法改正で
あるからであります。したがって、私は、そのお
答えも、そういった点を十分尊重しながらお答え
をいただきたいというのが冒頭におけるお願いで
あります。

私も日本社会党は、結党以来一貫して日本の
民主主義と国際平和を守る唯一の政党として闘
ってまいりました。そしてそのために、平和憲法を
守るため、あらゆる面で努力してきたところでも
あります。また、いかなる場合においても、社会
的に弱い立場の人々に対する差別と不公平をなく
すため、人々の人権を守るために闘い、努力して
まいったところでもあります。これが私どもの今
日までの足跡であり、また歴史でもあったのであ
ります。

御承知のように、我が国の憲法は、国民に対す
る基本的人権擁護の一つの大きな柱としておりま
す。

して、またみずから批准をした国際条約であり、
それを遵守することは当然の義務であり、責任で
もあります。今ここに、私も精神衛生法の審議
に当たるわけでありますが、私も以上申し上げた
べた立場から審議を進むべきは当然であり、以
下、見解を申し添えながら政府の御見解をた
だしてまいりたいと思っております。

御承知のように、我が国の精神保健運動は、一
九〇二年呉秀三博士らによって創設された精神病
者救済会を源流とした、世界で最も古い障害者擁
護運動の一つであります。しかし、八十年に及ぶ
長い歴史にもかかわらず、その成果は必ずしも満
足すべきものではなかったものであります。か
てて加えて、昭和四十年、一九六五年前後から日本の社
会保障制度は逐次拡充され、ある意味においては
精神障害者医療も広く恩恵を受けるに至りまし
た。そして同時に、民間医療施設も急速に増加す
るといふ結果に至ったのであります。しかし、そ
のことが結果的に今日多くの問題を露呈し、我が
国の精神保健体制は国の内外より批判が集中し、
早急な根本的改革を迫られるに立ち至ったもので
もあります。すなわち、新しい理念に基づく精神
保健法が制定されなければならぬ、こういう事情
が訪れてまいったわけであります。

昨年三月入院患者虐待が明るみに出たいわゆる
宇都宮病院事件を初めとして、幾つかの精神病院
で入院患者の人権無視、営利主義に走った事実の
あったことはまことに遺憾であります。その結果
として、精神医療に対する国民の不信感が高ま
り、国民の偏見と差別意識を助長する、という
結果というものが生じたこと、これもまた遺憾
ながら事実であります。しかし、マスコミも認め
ておりますように、暗いイメージとは反対に、良
識的な、むしろ一般病院にもまさるとも劣らない
ようなそういう病院も、決して我々は少ないと思
うわけではございません。だが、いずれにしても、
国民の世論にこたえるため、精神医療関係者ある
いは行政が国民の信頼を回復するため努力しなけ
ればならぬことも大きな責任でございます。

しかしながら、我々が注意しなければならぬ点
は、時に起こる精神障害者の不祥事件が、マス
メディアの発達により瞬く間に日本全土に針小棒大
に伝わり、その結果としてかつて法務大臣のいわ
ゆる保安処分発言があったことは、皆さん方御承
知のとおりであります。我々は、法改正はどこまで
も精神障害者の人権の確保、精神障害者の社会復
帰の促進という目的が損なわれてはならぬと考
えるものであります。

日本における精神障害者の入院患者数はおおよ
ね三十三万人であります。そして、そのほかに二
百万人の障害者、心痛める人々、そしてその家
族、親戚など数百万人に及ぶ人々の人道問題に
なっておるわけであります。こういった見解に立
ち、以下数点に対して具体的に質問をし、適切な
御見解を承りたいと思っております。

私が今、改正に当たりましてまず第一に不可思
議に感じますことは、公衆衛生審議会の答申に
あるように、精神障害者とは何ぞやというその定
義が明らかにされていないという点であります。
しかも答申では、定義は今後残された問題として
政府は引き続き検討を加えることを要する、こ
ういふふうに明記されているわけであります。す
なわち、この大事な問題を避けて、そしてこの問
題を先送りしておるというのが今日の実情であ
ります。

今、改正というものをいかに迅速にやらなけれ
ばならぬかということに対して、私も国連の
事情その他からわからねわけではないわけでは
ないが、ただ精神障害者とは何ぞやという定義が明
かにできないまま改正を実施することには非常に
大きな矛盾がある、我々は、そのことは極めて
ナセンスではないか、こういうふうに指摘せざる
を得ないのであります。精神障害者の定義をお
そかにして法改正を実施しようとしたことは、例
えば人間の背骨を抜いた議論と思うが、第一に所
管の厚生大臣の御見解を承りたいと思っております。

総理、私が総理にお伺いをしたい点は、もちろ
ん本改正案の趣旨が患者の人権、社会復帰の促進
を中心に立案されたことはそのとおりでありま
す。同時にこの改正が、基本問題として精神障害
者の福祉にもつながる問題であることは当然であ
ります。しかしながら、日本の今日の精神障害者
の福祉は、例えば身体障害者の福祉、精神薄弱者
の福祉と比較して大きく立ちおくれおるものであ
ります。今回の法改正に当たり、このことは、私は
決して軽視できぬ問題であるかと確信をいたしま
す。したがって、私は、さらに進んで、精神衛生
法とは別個に、精神障害者の福祉増進のために行
われるいわゆる福祉法制定、こういうところにか
きく踏み込むべき責務があるのではなからうかと
考えるわけでございますが、総理いかがか、御見
解を承りたいと思っております。

私は、さらに、せっかく法の面的な改革を実
行されようとするわけですから、この際、精神障
害者の処遇に関する国策としても、ぜひ総理大臣
に直屬する強力な中央精神保健審議会といったよ
うなものを設置する必要があるのではなからうか
というのを考えるわけでございますが、この点
総理いかがか、御見解を承りたいと思っております。

患者の処遇については必要な基準を定めること
ができる、この法案ではなっておるわけでござ
います。精神障害者の全国的な疫学調査が必要では
ないかという議論もありません。しかし、このこと
は、さきにも私も非常に苦い経験を持ってお
るわけでございます。プライバシーその他を通じて
てそういう経験を持っております。したがって、
この問題は極めて慎重を期するべきだと考えてお
るわけでございますが、厚生大臣よりこの点はお
答えをいただきたいと思っております。

次いで、法改正そのものについて逐次質問をし
てまいりたいと思っております。
御承知のように、今回の法改正は極めて画期的
なものであります。現在の精神医療に関して言え

ば、革命的なものと言っても過言ではないと思います。したがって、法改正後はこれを忠実に実行しなければなりません。その責任を痛感すべきであります。そのためには、一つの大きな条件として、精神保健関係予算の問題があると確信をいたします。例えば自由入院を柱とすれば、病院、病舎の構造も当然改造されなければなりません。また、それと並行して職員の実務の問題もありません。書類、診療録の整備など事務量山積の問題もございいます。また、別の立場から言えば、診療費の問題も大きな課題であります。

今ここで簡単に実例を挙げて説明をいたしますと、精神科医療は一人一カ月おおよそ二十万円であります。しかも一般他科は三十五万から四十万円で大きく伸びております。特別養護老人ホームにいたしても二十四万円であります。こういった実情から見ても、精神医療というものが極めて劣悪であるということは、これはもう論をまたない事実であると思います。今やレセプト一枚三千万円という先端医療の時代に突入してある今日、このまま放置していい問題であるのかどうか、私どもは非常に大きな危惧を持つわけでございいます。したがって、その予算の確保は、今申し上げた事実よりいたしまして当然だと思っておりますが、率直に申し上げまして、財政上の裏づけなき法改正はまさしく絵にかいたもちだと指摘せざるを得ないのであります。この点につきましては、厚生大臣、さらにあえて大蔵大臣にも、その見解を承って、善処をいたしたいと思っております。

また、この精神衛生法において精神障害者の人権確保を強調することは当然であります。しかし一方、社会の安全確保も当然であります。そのいづれもがタブー視されてはならぬのであります。社会にも人権があることを忘れては真の改正の実を上げることができないと思っております。この点、厚生大臣の御見解を承ってまいりたいと思っております。

昭和六十二年七月十六日 衆議院会議録第四号

今私は、いわゆる人権というもののあり方について指摘をいたしました。しかし、今回の大改革でありますから、その過渡期においてはいろいろの問題が予測されるわけでありまして、もちろん不祥事件の防止に努めなければならぬ、そのことは極めて当然であります。これらの点について厚生大臣の見解等も承って、今後の指導方針等もここで申し述べていただきたいと思います。

かく考えてまいりますと、人権の尊重は民主制社会の基本となるものであります。したがって、すべての精神障害者は、御承知のように世界人権宣言に基づいて人としての尊厳と自由が重んじられ、いわゆる我が国憲法に定められた基本的人権が保障されなければならないのであります。法改正の中にあるように、精神障害者の中の差別をなくすために、例えば現行の福祉、雇用等に対しても法体系というものを検討する必要があるのではないかと、すべての障害者に対して総合的なハビリテーション法等も急ぐべきではないかと、こういった点につきまして、厚生大臣いかがお考えなのか、この際御見解をお伺いしたいと思います。

また、今回の改正も、精神障害者の社会復帰を促進することが求められているのであります。もちろん精神障害者の自立を図ることが重要であります。その一環として、民間ボランティア組織あるいは小規模共同作業所、共同ホーム、いづれにいたしましても、国及び地方自治の援助の拡充強化が行われなければならないことは当然であります。そういう意味で、障害者の社会復帰が促進されるかどうか、これは一に国の熱意いかんにかかっておると申し上げても、私は過言ではないと思っております。厚生大臣、この点についていかが御見解を持っておられるのか、この際承っておきたいと思っております。

精神衛生法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河野正君の質疑

共同体あるいは国民全体で取り組むべき問題であります。国民みずからが精神的健康の保持増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、精神障害者の社会復帰の援助協力に努力しなければならぬ問題だと思っております。その意味で今回の法改正は極めて重要な意義を持つものであります。同時に、そのために私が指摘いたしました以上の諸点は、極めて重大な問題点であらうと思っております。そして、それぞれの要望、意見について誠実に対応していただくことが、法改正の実を上げる唯一の道だと私は確信をいたします。

改めて総理ほか関係閣僚に対しては、私の要望、意見に必ず応じていただくことを強く期待をしまして、私の質問を終わりたいと思っております。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 河野議員にお答えをいたします。〕

まず、精神障害者福祉法についてでございますが、人権の尊重等精神障害者の福祉については、社会復帰対策が極めて重要なものであるとの認識に立って、従来より医療との連携のもとにその促進に努めてきたところでございます。今回の精神衛生法改正においては、精神障害者社会復帰施設を新たに法律上の制度として位置づけ、今後その充実を図っていく等の措置を講じたところであります。また、精神障害者の福祉の向上に大いに資するものと考えております。御指摘の精神障害者の福祉法制定については、慎重に検討してまいり所存であります。

審議会の問題でございますが、精神障害者の処遇に係る問題に関しては、関連分野の学識経験者から成る公衆衛生審議会において、人権に配慮された精神医療のあり方、社会復帰の促進方等について御審議いただいておりますところであり、今後とも同審議会において御審議をお願いしていく所存でございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣(斎藤十朗君)登壇〕

○国務大臣(斎藤十朗君) お答えをいたします。まず、精神障害者の定義についてでございますが、現行精神衛生法において定められております精神障害者の定義につきましては、その全面的な改正を求める意見もあるほか、その範囲及び規定の仕方など種々の議論を要する点が多く、また、関係審議会からも引き続き検討を行っていく必要がある旨の意見が示されたこと等、諸般の状況を判断いたしました。今回の改正においては見直しに至らなかったものでございます。しかしながら、御指摘のように、法の対象とする精神障害者の問題については、制度の基本となる重要な問題と考えておりますので、政府といたしまして引き続き検討に努めてまいり所存でございます。

疫学調査の問題であります。厚生省といたしまして、精神障害者の実態につきましては、精神障害者の方々を置かれている状況等について必要に応じて実態調査を行うなど、可能な手段を講ずることによりその把握に努めてまいりましたところであり、今後とも本問題につきましましては、プライバシーの保護等十分考慮し、適切かつ慎重に対応してまいりたいと思っております。

次に、精神保健関係予算につきましては、これまでその確保に努めてまいりましたところであり、また、今回の法改正にあわせて今年度予算におきましても、新たに福祉ホーム、通所授産施設に対する補助を行い、また小規模作業所に対する助成措置の創設など、精神障害者社会復帰関係予算の充実を図るとともに、精神衛生センターや保健所における地域精神保健対策関係予算の充実を図る等、必要な予算措置を講じているところでございます。今後とも今回の改正の趣旨を実現すべく、精神障害者対策の一層の充実に向けて努めてまいり所存でございます。

人権確保につきましましてございしますが、精神障害者にかかわる痛ましい事件は、社会にとっても不幸なことであり、ぜひとも回避されるべきもの

昭和六十二年七月十六日 衆議院會議録第四号

と考へております。このような事件が生ずる背景には、不十分な医療、特に医療中断が多く見られることから、これまでも医療中断者等に対する訪問指導を実施するなど、地域精神保健対策の充実を努めてまいりましたところであり、

また、今回の改正案におきまして、法律に措置基準の根拠を置き、また措置解除に精神保健指定医の判断を必要とすること等により、措置入院の適正な運用を図るとともに、応急入院制度を新設する等、精神障害者の適切な医療を確保する観点から入院制度の整備を図ることとして、

また、精神障害者の福祉の問題につきましては、今般の改正法案において、精神障害者社会復帰施設を新たに法律上の制度として位置づけることを行つた等の措置を講ずることとして、さらに別の福祉立法を要するか否かについては慎重に検討する必要があると考へております。

また、精神障害者の社会復帰につきましては、御指摘のとおり、国としても促進すべき重要な施策であると強く認識しているところでございまして、今後とも社会復帰施設、小規模作業所に対する助成や通院患者リハビリテーション事業等関連施策の一層の充実を努めてまいりたいと考へてお

精神衛生法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河野正君の質疑 精神衛生法等の一部を改正する法律案の趣旨説明

以上であります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま厚生大臣がお答えになられましたように、六十二年度予算におきまして、精神障害者社会復帰施設に対する補助として、新たに福祉ホーム、通所授産施設を加えることとしたしました。また、通所の小規模作業所に対する助成を開始することいたします。また、精神障害者社会復帰関係予算の充実を図つておるところでございます。また、精神衛生センターや保健所における精神保健対策関係予算も充実をいたしました。

○議長(原健三郎君) 吉井光昭君。

〔吉井光昭君登壇〕

○吉井光昭君 私は、公明党・国民会議を代表して、精神衛生法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

激動の現代社会においては、増大するストレス等により、健全な精神の維持と向上に非常な困難性を伴いつつあると言われております。したがって、どうしても個人の力だけでは限度があり、社会防衛上、組織的に対応せざるを得なくなつてきております。ここに公衆衛生としての精神保健の意義があり、一層の福祉水準の向上と充実のための法改正が求められたことは当然のこととあります。

昭和二十五年の法制定後、昭和四十年の通院医療費公費負担制度の導入を初め、保健所業務の拡大、都道府県への精神衛生センターの配置等、それまでの入院中心の精神医療から地域精神医療へと大きく転換したものの、その後の施設整備の不

者リチ死亡事件に象徴される、我が国の精神医療制度の患者に対する人権の配慮不足があらわとなつたこと等が、このたびの法改正への端緒となつたと理解するものであります。

現在、障害者対策の施策は十分とはいいがた、法体制の不備も指摘されているわけですが、今回の法改正が、精神障害者の回復と円滑な社会参加、そして障害者の人権の確立のための出発点となり得る法改正であることを期待し、これから

今回の法改正で最も期待されることは、精神病院が他の一般病院と同様に開放的かつ自由往来が可能となるよう変革してほしいということとあります。すなわち、我が国における精神衛生に関する施策の歴史が隔離主義、閉鎖主義をもつて出発を

この印象を払拭し、精神病に対する正しい理解と認識を広めていくには、国並びに地方公共団体はもとより、国民一人一人の、また地域社会の理解と協力が不可欠であります。本改正案もこの点は明記されておりますが、この問題はただ単に法文化すれば事足りるというのではなく、これが

たとい医療関係者の意識改革あるいは国民の精神障害に対する誤解や偏見を薄めるきつかけとなり得ても、それですべてが解決されるものではありません。本年一月に京都で開催された精神衛生法改正フォーラムでも、法改正について欠かせない五原則を示し、これを強く日本政府に要請をして

をうたつておりますが、国際的に厳しい批判を浴びての法改正であるだけに、この際、我が国の精神医療の後進性を打破して、世界に通用する法体系と施策の整備を図り、名誉挽回を期すべきであります。

また、精神衛生法を有効ならしめるためには、行政サイドからの積極的な啓発を図るための教育活動等も当然推進すべきであると思つたのでありますが、あわせて御見解をお示しいただきたいのであります。

次に、労働大臣に対し、精神障害者の雇用対策についてお尋ねをいたします。

近年、精神障害者の社会復帰が関係者の最大に関心事となつておりますが、現実の雇用現場では大変に厳しい状況にあり、特に長期入院を経た人の場合に顕著であります。実効性のある社会復帰を考へるならば、まず精神障害者の雇用対策の早急な確立を図るべきであります。

次に、厚生大臣に対し、六次にわたつてお尋ねをいたします。

促進を加えたことは、任意入院の導入、指定医療制度の導入とあわせて高く評価するものであります。が、若間、法律の題名を、現行精神衛生法から精神保健法に変更する案について、題名変更は全面改正の際に行うべきものであって、今回のように部分改正の域を出ないものは現状のままでよいという意見がありますが、いかなる理由で題名変更を行おうとするのか、御説明をいただきたいのであります。

次に、精神障害者の定義について伺います。国際疾病分類によりすると、その範囲の中に、現在の精神病患者、精神薄弱者及び精神病質者のほか神経症等も含めるべきであると言っております。すなわち、精神衛生法は本来精神障害者への幅広い対応を行うものでありますから、さまざまな状態に柔軟に対応するため、対象範囲の拡大が望まれているのであります。特に、我が国の精神障害者対策が国際的に見て著しくおくれにしていることがかねてから指摘されているのであります。精神障害者の範囲、規定の拡大が必要であると思っております。第四十八国会の衆議院社会労働委員会における附帯決議におきまして、精神障害者の定義について結論を出すことと明記されておりますが、これは障害者福祉増進のために重要な課題であると思っております。この点について提出法案ではどのように検討されたのか、御答弁を願います。

第三に、国公立病院のあり方についてであります。

精神病院を開設者別に見ますと、総数千六百十施設の約八割の千三百十三施設が私立病院であります。そのためか世論の一部に、国公立病院は今よりさらに本来の設置目的に立ち返って精神医療を担当し、地域医療に貢献すべきであるとの批判があります。すなわち、人的にも施設面においても整備が不十分な私立病院に重篤な措置入院患者が比較的多いため、報道会宇都宮病院のような不祥事が発生するのだという声であります。措置入

院対象の患者こそ、大学病院も含め国公立病院が積極的に受け入れるべきであると思っております。が、国公立病院の役割分担についてどのように考えておられるのか、御答弁いただきたいのであります。

第四に、社会復帰のためのいわゆる中間施設についてであります。

患者の人権擁護という観点から、本人の意思に基づき入院を推進するため任意入院を規定しておりますが、従来から言われていたみずから意思のない多数の患者の入院、いわゆる同意入院が非常に多いというのには、関係者の間に、患者の幸福、福祉というよりも、精神障害者を社会秩序や家庭生活を乱すものであるとして隔離、排除しようとする姿勢が潜んでいたからではないかという指摘もあります。その意味では、改正案に示された任意入院の規定は、現状よりは一歩前進の措置であると考えられるのであります。

他方、改正のもう一つの大きな柱である精神障害者の社会復帰の措置を講じたことは評価される点であります。その中で、社会復帰施設を地方公共団体などが「設置することができ」ということや後退した表現となったことについては、先進国に迫る精神医療の確立を本気で考えるのであるならば、地域の医療と福祉の充実を国と地方公共団体の責任としてさらに強く打ち出すべきであると主張しますが、この点についての御所見をお聞かせいただきたいと思っております。(拍手)

また、必要以上の長期入院を解消するため、精神病院から家庭へスムーズに移行させることがぜひとも必要であります。そのためには保健、医療、福祉などのサービス行政が集約された中間施設の整備が極めて重要であると考えております。が、中間施設の形態をどのように考えておられるのか、お示しをいただきたいのであります。

第五に、医療ソーシャルワーカー等マンパワーの養成と、いわゆる身分法の確立問題についてであります。

ていくためには、障害者に対する地域社会の誤解や偏見を是正し、保健医療のサービスや福祉サービス等をニーズに従って円滑に提供し、また、作業訓練施設、居住施設等の整備等を推進していくことは不可欠の要件であります。とともに、さらに重要なものは、障害者の自立、社会参加の促進を手助けするマンパワーの養成、確保であります。

昨年七月の公衆衛生審議会の意見にも「精神科医療施設におけるマンパワーの充実」があり、また、さきの百八国会におきまして、社会福祉士及び介護福祉士法が制定されているのであります。精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理士等の養成や身分法の早期整備についてどのような方針でおられるのか、御見解を承りたいのであります。

最後に、保護義務者制度の見直しについてお尋ねをいたします。

法定の保護義務者にかかわる問題については、特に、その保護義務の内容が、精神障害者に受療させることも、いわゆる自傷他害を防止するための監督と、精神障害者の財産上の利益まで保護しなければならぬと、厳しい規定になっております。が、これの保護義務者に与える影響と負担は極めて大きいと言わざるを得ません。

仮に自傷他害の事象発生の場合には、罰則規定がないとはいえないものの、その反社会的効果として、少なくともその責任の一端は担わなければならない状況に追い込まれることにならざるを得ないと思っております。任意入院の導入も行われるのであれば、自傷他害の発生の際の責任の所在についての見直しが必要であると思っております。また、患者と直接関係性のない地方公共団体の首長が保護者として同意を与えるという点についても、その適否をあらためて検討すべきであると思っております。御見解を承りたいのであります。

以上、九点についてお尋ねをいたしました。総理初め両大臣の誠意ある御答弁を期待をいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 吉井議員の御質問にお答えいたします。

まず、施策への見識、政策実行の問題でございますが、精神障害者対策については、精神障害者の人権の擁護に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するとともに、その社会復帰を促進することにより精神障害者の福祉の増進を図ることが大切と考えているところであります。今後とも施策の充実に向けてまいります。

教育活動等の推進についてでございますが、精神病に対する正しい理解と認識を広めていくには、国、地方公共団体はもとより、国民一人一人の協力が不可欠だとの御意見は、御指摘のとおりであります。改正法案には、新たに精神障害者に対する国民の理解に関する規定を設けているところでもあり、今後とも関係機関等を中心として、普及啓発活動を行うべく、努力してまいりたいと思っております。

残余の問題は関係大臣が答弁いたします。

(拍手)

〔国務大臣平井卓志君登壇〕

○国務大臣(平井卓志君) お答えいたします。

精神障害者につきましては、精神薄弱者と異なりまして、手帳制度が確立されていないなどの問題がございます。また、プライバシーを侵害するような事態を招いた場合には、かえってその職業的自立にもマイナスとなることなどの問題もございまして、現状におきましては、各種助成金の支給対象とすることは不適当であると考えております。

しかしながら、精神障害者については、これまでも公共職業安定所におきましてきめ細かな職業相談、職業紹介を行ってきたところでございまして、昭和六十一年度からは、精神分業病や躁うつ病にかかっている者も、職場適応訓練の対象に加えたところであります。また、一般の身体障害者雇用促進法の改正におきまして、精神障害者に対

昭和六十二年七月十六日 衆議院會議録第四号

精神衛生法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する吉井光昭君の質疑 朗読を省略した議長の報告

七二

しましても職業リハビリテーションを推進するとともに、その雇用の促進のために必要な調査研究に努めることとしたところであります。

精神障害者につきましては、職場における医学的管理の方法が確立されておられないなどの問題がございます。今後の解決にまつべき問題も少なくございませぬので、今後とも調査研究を進め、その雇用対策のあり方について検討を重ねたい、かように考えております。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣斎藤十朗君登壇〕

○國務大臣(斎藤十朗君) お答えをいたします。

まず、法律の題名についてでございますが、ストレス問題、アルコール関連問題、児童、思春期の心の問題、お年寄りの心の問題等が今日の課題として比重を高め、精神的健康の保持向上についての国民の認識の変化やニーズの多様化が見られる中で、公衆衛生としての精神保健に対する国民の期待は大きいと認識いたしております。このような状況を踏まえ、今回の改正においては、積極的な心の健康づくりを促進する観点から、法律の目的に、広く国民の精神的健康の保持及び増進を図ることを加え、これにふさわしい法律の題名として、精神保健法といたしたところでございます。

次に、精神障害者の範囲についてであります。今回の改正につきましては、公衆衛生審議会精神衛生部会において、関係各団体からいただいた意見を踏まえて慎重に審議が行われ、昨年十二月、精神衛生法改正の基本的方向(中間メモ)が取りまとめられたところでございますが、この中間メモにおきまして、定義規定の見直しについては、種々議論を要する点が多いことから、引き続き検討を行うていくことが必要との取り扱いとなつたところでございまして、これを受けて、今回の法改正におきまして、精神障害者の範囲及び規定の仕方については、その改正を見送ることとしたところでございます。

なお、この問題につきましては、引き続き検討

に努めてまいります。

次に、措置入院患者の受け入れにつきまして、その医療、保護の確保等の見地から、できる限り国公立の医療機関で受け入れを行うことが望ましいと考えております。従来より、国公立病院において積極的に受け入れを図るよう指導してきたところでありますが、今後とも受け入れ体制の整備が図られますよう努めてまいります所存でございます。

次に、精神障害者の地域精神医療や社会復帰対策につきましては、これまで主として都道府県を中心として行われてきていたところでありますが、今般の改正法案におきましては、社会復帰関係の諸規定を新たに盛り込むとともに、その設置主体につきましても、都道府県のみならず、市町村、社会福祉法人等についても、地域のニーズに応じて設置することができるよう規定の整備を図つたところでございまして、御理解を賜りたいと考えております。

また、いわゆる中間施設の問題につきましましては、必要以上の長期入院の解消のための方策としての御提案であると存じますが、医療機関と家庭との間をつなぐ施設としては、今般の改正法案に盛り込んでおります精神障害者社会復帰施設を考へていくところでございます。

また、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士等の資格制度化につきましては、他の医療関係職種との業務分野の調整、関係団体間の合意形成等が十分図られることが必要でございます。精神科ソーシャルワーカーにつきましては、医療福祉士として資格法制化する方向で現在関係者の間で意見調整を図つておられるところでございますが、合意が得られれば法制化に努める所存でございます。

また、保護義務者制度につきましましては、監督義務、財産上の利益保護義務等を課した保護義務の内容、市町村長が保護義務者になることの適否等、種々御意見があることは十分承知をいたしておるところでございますが、我が国における家族

制度とも密接に関連する事柄でもございまして、また、公衆衛生審議会においても引き続き検討を要すべき問題とされているところでございます。ことから、今回の改正では見直しを行わず、政府として引き続き検討に努めてまいることとしたしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時五十八分散会

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

厚生大臣 斎藤 十朗君

労働大臣 平井 卓志君

出席政府委員

厚生省保健医療局長 仲村 英一君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る九日、弥富事務総長から奥野裁判官弾劾裁判所裁判長及び加藤木参議院事務総長あて、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を次のとおり補充選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

第三 安井 吉典君(村山喜一君の補欠)

(通知書受領)

一、去る十日、加藤木参議院事務総長から弥富事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員

飯田忠雄君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

一、去る十日、加藤木参議院事務総長から弥富事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判員予備員抜山映子君の辞任を許可し、その補欠として鈴木和美君を選任し、予備員の職務を行う順序は、鈴木和美君を第三順位とし、第三順位の及川順郎君を第四順位とし、第四順位の諫山博君を第五順位とした旨の通知書を受領した。

(政府委員承認)

一、昨十五日、原議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百九回国会政府委員に任命することを承認した。

国税庁間税部長 岩瀬多喜造

(政府委員任命)

一、昨十五日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、昨十五日議長において承認した岩瀬多喜造を、同日第百九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十五日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、第百九回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の氏名 年月日

官職名 官職名 年月日

異動前の氏名 官職後の氏名 年月日

官職名 官職名 年月日

異動前の氏名 官職後の氏名 年月日

官職名 官職名 年月日

異動前の氏名 官職後の氏名 年月日

官職名 官職名 年月日

異動前の氏名 官職後の氏名 年月日

官職名 官職名 年月日

異動前の氏名 官職後の氏名 年月日

官職名 官職名 年月日

和歌山県第二区選出
二階 俊博君
(十四日)
東 力君
(十六日)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

佐藤 徳雄君

補欠

中村 正男君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

江田 五月君

補欠

菅 直人君

社会労働委員

辞任

片岡 武司君

補欠

宇野 宗佑君

古賀 誠君

自見庄三郎君

高橋 一郎君

戸沢 政方君

中山 成彬君

野呂 昭彦君

三原 朝彦君

宇野 宗佑君

小淵 惠三君

小坂徳三郎君

田中 龍夫君

原田 憲君

細田 吉蔵君

村山 達雄君

山下 元利君

農林水産委員

辞任

山原 健二郎君

補欠

金子満広君

科学技術委員

辞任

冬柴 鉄三君

矢島 恒夫君

大久保直彦君

補欠

大久保直彦君

不破 哲三君

冬柴 鉄三君

予算委員

辞任

宇野 宗佑君

小淵 惠三君

小坂徳三郎君

桜井 新君

田中 龍夫君

原田 憲君

細田 吉蔵君

村山 達雄君

山下 元利君

菅 直人君

大久保直彦君

金子 満広君

不破 哲三君

白井日出男君

片岡 武司君

熊川 次男君

古賀 誠君

齊藤斗志二君

武村 正義君

津島 雄二君

中村正三郎君

谷津 義男君

江田 五月君

冬柴 鉄三君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術委員

辞任

有馬 元治君

菊池福治郎君

中山 太郎君

環境委員

辞任

山口 鶴男君

鳴崎 謙君

宇野 宗佑君

小此木彦三郎君

原田 憲君

冬柴 鉄三君

大久保直彦君

宇野 宗佑君

小此木彦三郎君

原田 憲君

鳴崎 謙君

大久保直彦君

経塚 幸夫君

野間 友一君

甘利 明君

石渡 照久君

杉山 憲夫君

上原 康助君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

上草 義輝君

太田 誠一君

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

太田 誠一君

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

大久保直彦君

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

佐藤 祐弘君

大島 理森君

片岡 武司君

桜井 新君

福島 謙二君

大久保直彦君

有馬 元治君

菊池福治郎君

中山 太郎君

補欠

山口 鶴男君

鳴崎 謙君

石渡 照久君

甘利 明君

杉山 憲夫君

上原 康助君

冬柴 鉄三君

岡崎万寿秀君

佐藤 祐弘君

小此木彦三郎君

宇野 宗佑君

原田 憲君

鳴崎 謙君

上原 康助君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

太田 誠一君

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

大島 理森君

片岡 武司君

田中美智子君

白井日出男君

村上誠一郎君

佐藤 敬夫君

魚住 汎英君

補欠

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

太田 誠一君

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

大島 理森君

木下敬之助君

田中美智子君

佐藤 敬夫君

魚住 汎英君

白井日出男君

渡海紀三朗君

村上誠一郎君

米沢 隆君

米沢 隆君

決算委員

辞任

熊谷 弘君

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

甘利 明君

石渡 照久君

奥田 敬和君

中山 太郎君

宇野 宗佑君

小此木彦三郎君

小此木彦三郎君

小淵 惠三君

原田 憲君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

米沢 隆君

石井 郁子君

渡海紀三朗君

福島 謙二君

伊藤宗一郎君

桜井 新君

宇野 宗佑君

木下敬之助君

補欠

魚住 汎英君

宇野 宗佑君

小淵 惠三君

原田 憲君

小此木彦三郎君

甘利 明君

中山 太郎君

石渡 照久君

奥田 敬和君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

昭和六十二年七月十六日 衆議院會議録第四号 朗読を省略した議長長の報告

亀井 善之君 小此木彦三郎君
齊藤斗志二君 小淵 恵三君
松田 九郎君 桜井 新君

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ガス器具給排気設備改善の促進に関する質問主意書(金子満広君提出)

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員坂上富男君提出信濃川分水関東送水に関する質問に対する答弁書

信濃川分水関東送水に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年七月六日

提出者 坂上 富男

衆議院議長 原 健三郎殿

信濃川分水関東送水に関する質問主意書

東京を中心とした関東地方の水不足問題に関連して、鈴木東京都知事は「信濃川の水を関東へ持つてくるぐらいの計画を作るべきだ」と、昭和六十二年六月二十六日定例記者会見で広域水源調整構想の意見発表をした。四全総は漏水対策について、「漏水期を見越した容量をもったダム建設、水源の複数化、節水ルールの確立など総合的に検討、具体化を図る」としている。また、斉藤英四郎経団連会長は「関越総合水資源開発計画」を同月三十日、自民党竹下幹事長ら四役との懇談会の席上でこれを披露し、六十三年度政府予算で同計画の具体化に向け調査費を盛り込むよう要望したとされている。

これについて、第七七回国会衆議院建設委員会(昭和六十一年十月二十九日及び十一月二十六日)の席上において当職の質問に答えて、綿貫国土庁長官、天野建設大臣によつて、右計画は政府の関知するところではないし、「二十一世紀に向けま

しての水需要に対しては域内のダム建設促進を図るといふこととおおむね対応できるのではないかといいことを考えております。したがって、今やつております事業、計画中の事業等を促進することがまず緊要である、このように思つております」と再度にわたつて答弁しているところである。

新潟県及び新潟県議会は、これらの信濃川分水関東送水については昨年末から再三にわたり反対の意志を強く表明しているところであり、現在開会されている新潟県議会においても、前記二氏の発言については極めて深刻にこれを受けとめ、県民規模の反対運動も展開されているところである。

よつて次の諸点について質問する。

一 政府は、従前の国会答弁と同様であつて現在もその方針に変更はないか。

二 六十三年度概算予算要求で、これが関越総合水資源開発計画の調査費要求をされる予定であるのか。

右質問する。

内閣衆質一〇九第一号

昭和六十二年七月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員坂上富男君提出信濃川分水関東送水に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員坂上富男君提出信濃川分水関東送水に関する質問に対する答弁書

一について

政府の方針は、従前の国会答弁のとおりであり、現在もその方針に変更はない。

二について

御指摘の計画は、民間の団体の構想であり、政府としては関知していない。
右答弁する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 省(五)三三三
電報 省(五)三三三

定価 一〇円